

令和7年度

大気観測窒素酸化物汚染調査業務

仕様書

佐久市

環境部 環境政策課

I 一般事項

1 目的

大気汚染の主な原因である、自動車からの排気ガスや事業活動からのばい煙等の大気質については、生活環境を保全するため、大気汚染の原因となる物質毎に「環境基本法」に基づく環境基準が定められている。佐久市では、窒素酸化物を対象として市内 87カ所の調査を行い、大気質が環境基準値内であるか確認する。

2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで

3 業務内容

受託者は、佐久市の指示に基づき、Ⅱ特記事項の内容を行う。

4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）
- (2) 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）
- (3) 大気汚染に係る環境基準（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）
- (4) その他関係法令等

5 貸与資料

本業務遂行にあたり、市は、受託者に過去の調査結果表を貸与する。

6 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品は、佐久市に帰属するものとし、市の許可を得ずに第三者に貸与及び公表してはならない。

7 現場責任者

- (1) 受託者は、本業務における現場責任者を定め、市に届け出るものとする。
- (2) 現場責任者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、市に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 現場責任者・現場代理人届
- (3) 主任技術者専任届
- (4) 工程表
- (5) 業務完了届
- (6) その他必要書類

9 打ち合わせ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者は、市と常に綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、相互に確認しなければならない。
- (2) 主任技術者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、直ちに市と協議するものとする。

10 土地への立ち入り

- (1) 受託者は、本業務を実施するため、国有地、公有地に立ち入る場合には、市と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採又は、土地若しくは工作物を一時使用するときは、本業務の概要を説明し、所有者又は管理者の承諾を得るようにするものとする。なお、受託者は立入りに関する一切の責任を負うものとする。

11 成果品の提出

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、本仕様書に示す成果品を速やかに提出し、市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、市が指示する場合には、履行期間中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

12 検査

- (1) 受託者は、業務完了届を提出する際には、契約図書に義務付けられた資料の整備をすべて完了し、市に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、市の立会いの下に次の検査を受けるものとする。
 - ア 成果品の検査
 - イ 業務等管理状況の検査
- (3) 成果品等に欠陥が発見された場合、受託者は直ちに修補を行わなければならない。

13 契約変更

市は次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 契約料に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 市と受託者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合

14 一時中止

次の各号に該当する場合において、市は受託者に必要と認める期間、業務の一部又は全部を一時中止させることができる。

- (1) 第三者の土地への立入許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務が遅れたため、業務の続行が不適當となった場合
- (3) 環境問題等の発生により、業務の続行が不適當又は不可能となった場合
- (4) 天災等により業務対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 安全確保上必要があると認めた場合

15 守秘義務

受託者は、業務上知りえた事項を漏らしてはならない。

16 その他

- (1) 調査等に当たっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民に迷惑とならないように十分配慮すること。
- (2) 公序良俗に反する行為を行わないこと。

Ⅱ 特記事項

1 実施箇所

佐久市内 8 7 箇所（別紙参照）

2 検査項目

二酸化窒素（ NO_2 ）

3 測定方法

簡易測定法（「大気汚染に係る環境基準」に準ずる） NO_2 捕集装置を午前中に設置し、翌日同時間に回収（設置及び回収が平日に完了すること）

4 測定回数

各箇所 1 回（2 4 時間測定）

5 成果品

- （1）「大気汚染に係る環境基準」における基準値及び市が提供する過去の測定結果を用いた考察を加えること。
- （2）紙ベース（ファイル形式）及び電子データ（CD）にて、提出すること。
- （3）電子データはExcelファイルで作成すること。